

道立学校等事務職員と市町村立学校事務職員との人事交流実施要項

(平成29年10月16日北海道教育委員会教育長決定)

1 目的

道立学校・教育庁等（以下「道立学校等」という。）の事務職員と市町村立学校の事務職員との人事交流を推進し、多様な職務経験を積むことにより、事務職員としての資質向上を図ることを目的とする。

2 対象者

道立学校等又は市町村立学校に勤務する事務職員であって、かつ、交流開始時点において、おおむね4年以上の勤務経験を有するものとする。

3 交流期間

原則として、3年間とする。

なお、交流期間終了後は、交流元の区分に戻ることを原則とするが、当該職員の意向や交流先での勤務状況等を勘案し、人事交流を継続することを可能とする。

4 交流先

全道一円の道立学校等又は市町村立学校とする。

5 対象者の推薦及び交流者の決定

(1) 道立学校等事務職員

ア 所属長は、推薦書（別記様式1）を総務政策局長に提出する。

イ 総務政策局長は、推薦書の内容や人事評価に関する資料を参考に、交流者を決定する。

(2) 市町村立学校事務職員

ア 市町村教育委員会教育長は、推薦書（別記様式2）を当該市町村が所在する地域を管轄する教育局長に、人事評価に関する資料を添えて提出する。

イ 教育局長は、交流候補者と面談の上、推薦書に意見を付して総務政策局長に提出する。

ウ 総務政策局長は、推薦書の内容や人事評価に関する資料を参考に、交流者を決定する。

(3) 交流者の決定は、道立学校等、市町村立学校の双方に欠員が生じない範囲で行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか、本要項の実施に関し必要な事項は、総務政策局長が別に定める。